

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
20	小野由美子（21）	<p>1. 新環境クリーンセンターの度重なる不具合への対応について</p> <p>富士市新環境クリーンセンターは、令和2年10月4日に竣工しましたが、その後、令和3年2月13日の福島県沖地震による停電の際には、制御電源の不具合による安全確認のため、運転を全停止しました。3月31日には、蒸気タービンの破損による非常停止が発生し、発電ができなくなりました。その後、電気事業者からの買電により運営していましたが、5月1日の大雨・落雷で再度全停止となりました。不具合が続いています。</p> <p>蒸気タービンの故障に関しては、5月6日付で、廃棄物対策課より、議員に対し、経緯・原因・復旧工事内容・再発防止策・今後のスケジュール等が記載された「蒸気タービンの破損について」という説明資料が配付されました。</p> <p>6月10日現在、蒸気タービンは仮復旧し、約95%の発電ができるまでに戻っております。全面復旧に関しては市と運営JVで協議するとのことでした。</p> <p>以上を踏まえ、以下質問します。</p> <p>(1) 富士市と建設JV及び運営JVとの契約において、これらの不具合における契約不履行責任は、どのようになっているのかお伺いします。</p> <p>(2) 新環境クリーンセンターは、本稼働より5か月目での全停止、6か月目での蒸気タービン破損となりますが、これらの不備を市当局はどのように捉えているのかお伺いします。</p> <p>(3) 議員への説明資料では、原因として「運営JVから運転員の操作ミス（ヒューマンエラー）により、排気復水タンクブロー弁を開けたことが原因であるとの報告を受けました」とあり、再発防止策の「緊急連絡体制の明確化」によると、今後、「状況判断を相談する窓口を明確にすることで、プラント設計者による確実なバックアップ体制を構築するようにします」とあります。</p> <p>しかし、間違っただけで、これほどに大きな故障につながるというのは、危機管理体制があまりにできていないのではないかと、また、今までプラント設計者とのバックアップ体制がなかったのかと驚きます。市は、プラント設計者へ責任をきちんとただし、危機管理システムの構築をプラント全体に対し求めるべきではないでしょうか。</p> <p>(4) 議員への説明資料では、「今後のスケジュール」で「蒸気タービンの全面復旧の方法につきましては、市と運営JVで協議を行います」とのことですが、全面復旧に対し、何を協議するのかお伺いします。</p> <p>(5) 説明資料の最後に「長期間発電が停止することによる、発電電力量、売電電力量及び料金への影響について、市は</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
20	小野由美子（21）	運営JVに整理するよう求めています」とあります。整理を求めるとはどういうことなのか、市当局の見解をお伺いします。	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	佐野 智昭（6）	<p>1. 通称富士市マナー条例の基本理念を具現化するための行動計画の策定について</p> <p>令和2年9月定例会において、「ごみのない日本一きれいなまちを目指すためのマナー条例の充実と各種施策等の拡充について」と題した一般質問を行い、マナー条例の規定内容の充実や施策の拡充を求め、12項目にわたって質問した。</p> <p>市長の答弁は、検討する、既存施策等の充実を図る、必要ないなど様々であった。</p> <p>そのうち、検討するとの答弁があった、（仮称）誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり行動計画（以下、「行動計画」という。）は、ごみのない日本一きれいなまちを目指し、計画的・体系的に各種施策等を推進していくための道標となり、市民、企業、行政の共通の指針となるもので、重要性は高く、第六次富士市総合計画の策定に併せて、今年度中に策定することが最も望ましいと考え、再度以下を質問する。</p> <p>(1) 令和2年9月定例会での市長の答弁は、条例の基本理念を具現化するための施策を明示する行動計画を策定することは、各施策を展開していく上で有効であると考えており、今後、条例に規定していくことも含め検討していくというものであったが、現時点での検討状況を伺う。</p> <p>(2) 行動計画に盛り込む項目を以下のように提案するが、当局の見解を伺う。</p> <p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>1) 計画策定の背景</p> <p>2) 計画期間</p> <p>3) 計画の位置づけ</p> <p>第2章 計画の目標と施策の方向性</p> <p>1) 目標とすべき将来像</p> <p>2) 基本方針</p> <p>3) SDGs との関係</p> <p>第3章 推進施策</p> <p>1) ポイ捨てをなくすための施策</p> <p>(1) 啓発活動</p> <p>①キャンペーン、②メディアの活用、③ポスター・看板・パンフレット等による啓発</p> <p>(2) 環境教育の推進</p> <p>①ふじさんエコトピアでの取組、②学校教育での取組、③一般市民を対象とした取組、④企業を対象とした取組</p> <p>2) ポイ捨てしにくい環境・仕組みづくりのための施策</p> <p>(1) 推進体制の充実</p> <p>①ちょこ美（個人）の募集、②ちょこ美団体（美化活動を行っている市民、企業、学校等）の募集・登録、③ちょこ美・ちょこ美団体・行政等からなる「ちょこっと美化推進チーム」の確立、④関係機関との連</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	佐野 智昭（6）	<p>絡体制の充実</p> <p>(2)市民の自発的活動に対する支援</p> <p>①美化推進重点区域の指定、②ふじクリーンパートナー事業の促進、③ちょこっと美化推進チームからの情報発信等、④アプリ「ピリカ」の普及・活用による活動の促進、⑤ごみ拾いセットの貸出等、⑥頑張っている個人・団体等の表彰</p> <p>(3)ごみ散乱防止のための事業</p> <p>①ちょこっと美化推進チームによる清掃活動の実施、②事業者に対する回収容器等の設置要請、③公共の場所での喫煙マナーの促進</p> <p>(4)道路、河川、公園等の施設管理者としての事業</p> <p>①道路での事業、②河川での事業、③公園での事業、④その他での事業</p> <p>第4章 計画の推進</p> <p>1) 市民・事業者の役割と期待される行動</p> <p>2) 進行管理</p> <p>2. ウィズコロナ・アフターコロナ社会における防災関連を中心とした地域の団体・組織の在り方等の検討について</p> <p>令和3年2月定例会において、「自治会等からの選任者によって構成され、行政と協働・連携の下、活動している団体・組織の今後の在り方について」と題した一般質問を行い、該当する全ての団体・組織の再考、改善を求めるとともに、今後ますます重要となる防災関連の団体・組織については個別に課題を挙げて再考、改善の検討を求めた。</p> <p>各団体・組織においては、今年度もコロナ禍で、2年続けて活動・事業等の自粛・縮小を余儀なくされており、今後円滑に再開できるのか不安視される。加えて、人口減少・少子高齢化等に伴う課題や各団体・組織が独自に抱えている課題も年々深刻化しており、地域コミュニティや地域活力の衰退も危惧される。</p> <p>そうした懸念を払拭し、ウィズコロナ・アフターコロナ社会において的確な活動・事業等が展開できるように、各団体・組織の在り方等を再考、改善することは、早急に取りかからなければならない課題であるとの認識の下、再度以下を質問する。</p> <p>(1) 全ての団体・組織の在り方等の再考、改善についての市長の答弁は、行政と地区の関連性について整理し、各団体・組織の役割や意義などを含め、全庁的に協議する場を設け、地区の負担軽減を踏まえた検討を行っていくというものであったが、具体的に動き出しているか。</p> <p>(2) 水防団に関しての市長の答弁は、今後、水防団会議などで分団長等の意見を伺いながら、これからの水防団の役割や具体的な訓練内容について協議していくというものであったが、団員の高齢化や成り手不足、また、頻発化して</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	佐野 智昭（6）	<p>いる予測困難な豪雨等に対する水防団の水防活動による被災リスクの増大の懸念、防災意識社会への転換（住民や企業が主体のソフト対策の重視等）などを踏まえると、水防団の存続や従来への体制・仕組みにこだわることなく、防災に関する他の団体・組織との横断的な検討によって、より効果的に確実に地域の水防力を高めていけるような体制・仕組みの構築が必要であると考えているがどうか。</p> <p>(3) 地域防災指導員についての市長の答弁は、未選出の地区があるなど偏りがあるため、自主防災会等に対して十分な指導体制が取れるよう、地区によっては、さらに指導員を増やす必要がある。今後も、地区と連携しながら、地域防災指導員として活動していただける人材を発掘するとともに、研修や活動を積極的に支援し、地域防災指導員の活動がさらに充実したものとなるよう取り組んでいくというものであったが、重責を担っていただく熱意と指導力のある方を地区単位で発掘し依頼するというのは、今後ますます困難となり、また、地区ごとに地域防災指導員が主体で防災意識の高揚や自主防災会の指導などに取り組むということも負担が大きく、非効率で不確実な面も見受けられることから、市でふさわしい方を任命し、市と地域防災指導員が連携・協力して、地区単位ごとではなく、全市を対象に活動していただくような体制・仕組みに見直していくことが持続可能で効果的であると考えているがどうか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
22	鳥居 育世（1）	<p>1. 富士市におけるヤングケアラー支援について</p> <p>コロナ禍において、困っていても見えにくかった問題や課題が浮き彫りになってきています。特に、独り親家庭の困窮や、子供の貧困、虐待やDVなど家庭で抱えこんでいた問題が抱え切れなくなり、噴出しています。その中の1つである幼き介護者、ヤングケアラーです。家庭で両親や祖父母、兄弟など、ケアが必要な家族の介護を担ったり、家事や兄弟の世話を担っている18歳未満の子供たちの責任の大きさに光が当たってきたところです。いろいろなマスメディアに特集が生まれ、実態が少しずつ見えてきました。やっとな国の全国調査も、昨年度実施され結果が報告されました。対象は公立の中学校1000校と全日制の高校350校を抽出して、2年生にインターネットアンケートを実施し1万3000人の回答が得られました。富士市でも2校の中学校が対象になり、その調査結果では、世話をしている家族がいると回答した中学生は5.7%でおおよそ17人に1人、高校生では4.1%でおおよそ24人に1人という結果でした。その中でも平均三、四時間をケアの時間に費やし、1日に7時間以上のケアをしている生徒が1割もいるとの結果に深刻さを感じます。</p> <p>子供の学ぶ権利や、遊ぶ権利、自由に進路や就職先を選択する権利を奪う結果につながっているケースも少なくありません。また、このヤングケアラーは、見ようとなしないと見えない存在、見ようとなしても見えにくい存在と言われていています。核家族化や地域とのつながりの希薄化、閉鎖的になりがちな現代の家庭環境、子育てや介護の男女共同参画が進まないことが、子供たちへの負担をより増やしています。</p> <p>以上のことから今後、必要性の増すヤングケアラーの支援について、以下質問いたします。</p> <p>(1) ヤングケアラーの学校の対応について</p> <p>① ヤングケアラーの実態が分かるような調査の実施予定はあるのでしょうか。</p> <p>② 小中学校及び市立高校において、気づける人を増やすために、教職員への研修実施の予定はあるのでしょうか。</p> <p>③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、養護教諭、担任教諭など相談を受ける機会の多い職員の情報共有や対応の検討などはどのように行われているのでしょうか。</p> <p>④ ヤングケアラーの存在を子供たちにも知ってもらうような授業や講座の開催の検討はあるのでしょうか。</p> <p>(2) 学校だけでなく、ヤングケアラー当事者が気軽に相談できる窓口はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>また、相談された内容は、いろいろな職種、担当課が関わるケースが多いと思いますが、課を超えて連携できるサポート体制はどのようになっているのでしょうか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長